

ネットトラブル・契約の解除

★情報を共有しよう

～ネットトラブルの事例～

発表する事例

教卓

		A 1 班	
A 2 班	B 5 班	C 8 班	
A 3 班	B 6 班	D 9 班	
B 4 班	C 7 班	D 10 班	

こんな事例もあります

A オンラインゲーム

テレビで無料とCMをしているゲームサイトに、無料ならと思い、娘のために自分のスマホで登録をしました。娘は本当のお金が必要だと思わず、アイテムを多数購入して遊びました。後日カード会社から約10万円もの請求書が届きました。



有料アイテムと無料アイテムの境目を見極める力が必要。子どもは要注意！



こんな事例もあります

B コンサートチケット

SNS上でコンサートチケットを譲ってもらったことになり、お金を送ったが、チケットが送られてこず、連絡も取れない。相手は住所、身分証を送ってきていたが、他人の住所だった。



住所、身分証があるからといって信用できないかも...



こんな事例もあります

C フリマアプリ

スマホのフリマアプリで「新品。未使用でタグ付き」と表示されていた洋服を定価の半額で購入した。しかし、届いた商品は破れもあり、どう見ても中古品で、服に取り付けられたタグは実物と素材もサイズも異なっていた。



実際に手にとって見ることができないため「未使用、タグ付き」の表記も信用できないかも...



こんな事例もあります

D お試し購入

ネットで500円のダイエットサプリを見つけ、1回だけ試しに買ってみた。翌月も同じ商品が届いて驚き、サイトをよく見直すと、「最低4回継続」と書いていた。しかも500円で買えるのは1回だけで2回目以降は4000円だった。



注意事項をよく読もう！



ネットトラブルに巻き込まれないために

Point!

- ① (**批判的**) な視点をもつこと
- ② (**現金**) のみえないやり取りだからといって、安易に (**契約**) しないこと



欲しいものでも、自分に支払う能力がなければ我慢しないといけないよ

解約クイズ

～解約できる？できない？～

~~Q 1~~

店でアクセサリーを買ったが使う前に不要になった。

Q 2

17歳の高校生が保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。

Q 3

街で勧誘され展示会場に行き、断れずに10万円の絵画を契約してしまった。

~~Q 4~~

ネットショッピングでTシャツを買ったけれど似合わない。

Q1 解説

店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる

➡ 解約できない。



● 契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。

プレゼントを買いました。



しかし、プレゼント
前に突然の別



残念!
レシートがあっても、
開封していなくても、
原則は解約できない。

◆補足◆

返品・交換に応じてくれる場合もありますが、それは事業者側の善意（サービス）です。



Q2 解説

17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。

この契約は取り消せる？

→ 未成年者取消しができる。



- 社会経験の少ない未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる。
- 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる。
- 取消しにより、未成年者は受け取った商品があれば事業者へ返品し、支払った代金があれば返金される。

*ただし、小遣いの範囲の少額な契約、結婚をしている者、成人であると積極的にウソをついたり、法定代理人の同意があるとウソをついたりした場合等は、未成年者取消しができない。

No.23 「契約の基本」
のプリントで習ったね



注意!

未成年者契約と消費者被害

事業者にとっては、未成年者契約であったことを理由に契約を取り消されては困る。そこで、悪質業者は成人して間もない人を悪質商法のターゲットにすることがある。

つまり…
大学生・専門学生が
狙われやすい!

ねえ…
大人っぽいけど、
はたしち?



世間話から、年齢を聞き出すこともある。

Q3 解説

街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

➡ 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。



- 「契約は守らなければならない」のが原則だが、消費者トラブルになりやすい取引については、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがある（特定商取引法）。理由とは関係ない
- クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を事業者に戻品し、支払った代金は全額返金される。
- 詳しくは [国民生活センター](#) クーリング・オフ



注意!

クーリング・オフの落とし穴 —ネットショッピングの場合—

(ネット通販、オンラインショッピング、電子商取引ともいう。)

ネットショップでTシャツを買ったけれど
似合わない。クーリング・オフできる?




クーリング・オフできない。



- ネットショッピングは法律上のクーリング・オフ制度はない。
- ただし、ネットショップ独自に、返品の可否や、その条件についてのルールを定めている。
- 返品ルール(利用規約)を、注文前に必ず確認しよう。

クーリングオフ

Point!

- ①原則的に契約は（ **一方的に取り消す** ）ことはできない。
- ②（ **通信販売** ）はクーリング・オフできない
- ③（ **消費者契約法** ）で取り消すことができる場合がある。教P.191 6
- ④困ったときには専門機関に（ **相談** ）する。

(例) 通販は クーリングオフ できません

★契約川柳をつくらう

学んだことを振り返り、
大切なことを他の人にも発信しよう

引用・参考資料

- 消費者庁HP「インターネットをめぐる消費者トラブル」
http://www.caa.go.jp/adjustments/index_1.html
- 国民生活センターHP「子どもサポート情報一覧」
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mglist.html
- 兵庫県立健康生活科学研究所生活科学総合センター『AらいふNo.160』
- 消費者庁『社会への扉』